

提 供 日 2026/02/04

タ イ プル 林道工事の立木補償契約の誤り

担 当 経済産業部 富士農林事務所、森林・林業局森林整備課

連 絡 先 富士農林事務所森林整備課、森林・林業局森林整備課

TEL 富士農林事務所森林整備課:0545-65-2185

森林・林業局森林整備課:054-221-2755



1 要旨

富士農林事務所が発注した林道工事（富士宮市上稻子）で、立木補償契約の誤りが判明したため、関係者に謝罪し是正した。

2 概要

(1) 誤りの内容及び原因

- ・土地所有者の単独所有地であると誤認し、補償費を全額支払ったが、造林費用負担者の指摘で、一部が分収造林地であることが判明した。
- ・分収造林地においては、土地所有者、造林者、造林費用負担者の三者が、収益を分収割合で分配する契約となっていることから、この契約に基づき支払うべきであった。
- ・登記事項証明書の権利事項を確認しなかったことが原因である。

区分	関係者	立木補償費	
		(正)	(誤)
単独所有地 スギ45本	土地所有者	110,779円	223,254円
分収造林地 ヒノキ95本	土地所有者	44,990円	—
	造林者	11,247円	—
	造林費用負担者	56,238円	—
	小計	112,475円	—
合計		223,254円	223,254円

(2) 経緯

年月日	内 容
令和6年6月6日	土地所有者に補償費を全額支払い
令和7年5月27日	造林費用負担者から支払先の誤りを指摘
令和7年10月28日	土地所有者から過払い分の補償費を返納
令和8年2月3日	造林者・造林費用負担者へ補償費の支払完了

3 再発防止策

- ・立木補償契約における根拠資料を再整理し、新たにチェックリストによる確認の徹底を農林事務所に通知（R7.9.17）
- ・森林・林業局職員及び農林事務所職員を対象に、不適切な事務処理の防止に向けた研修を実施（R7.11～R8.1）